

書 評

遠藤 幸男著

『就業構造の変化と労働者の生活
——労働科学の諸問題として——』

斎藤 力

いま、労働法制の改編が急ピッチですすめられている。それは、一言で言えば、企業にとって必要なだけの労働力を「いつでも、どこでも」、しかも低賃金で活用できるシステム、さらに、企業にとって不要となった労働力は即座に切り捨てることができ、そのことが社会的な不安を増大させることのないようなシステムを作り上げるというものである。そして、そうしたシステムにすることが労働者にとっても、企業にとっても、もっとも効率のよいものだ、ということが疑問の余地のないこととされ、その前にはわが国の労働法制が担ってきた労働者保護機能は一顧だにされないと言っても過言ではないのである。

本書は、労働法制改編の問題を直接対象とするものではない。しかし、労働時間問題、産業及び雇用の空洞化問題、高齢者の労働と生活の問題を取り上げていること、また、本書の主題である「労働科学」の研究が、「資本主義の発達以来、常に労働効率や労働生産性の向上か、労働保護かでの論争」(26頁)の中で矛盾を抱えつつすすめられてきたことを考えれば、著者も「序言」でのべているように、きわめて今日的な課題を取り上げた書といえることができる。

本書は次の4章から成っている。

- I 現代労働科学について
- II 今日の労働時間の諸問題
- III 産業及び雇用の空洞化(円高・ドル安下)問題
- IV 高齢者の労働と生活の問題

I章では、①「労働科学」成立の歴史的経緯、②「労働科学」の諸学説の紹介、③「労働科学」の問題点と限界、④「労働の人間化」と「労働科学」について、⑤現代「労働科学」の諸問題、⑥現代「労働科学」の課題が、簡潔かつ要領よくまとめられている。

資本制社会の産物であり、それがもたらす問題を批判的かつ実践的に研究する「労働科学」は、「資本制社会において、真の労働保護(広義での)は絶対に成立しないという限界があることを十分に認識する必要」(27頁)があるが、労働法制改悪の動きの中で、例えば女子保護規定の撤廃によって女性労働者にどのような影響が生じるのか(あるいは生じないのか)について、法案を提出している政府が責任あるデータを示し得ない、というような状況に接するとき、批判的・実践的な研究分野である「労働科学」の果たす役割がますます重視されなければならないであろう。

著者は、欧米諸国で積極的にすすめられている「労働の人間化」は、本来の「労働科学」と同義であるとしたうえで、「労働態様の変化の中に非人間的要素の是正と緩和という一点への注目が、忘れてはならない問題」(35頁)と指摘し、とくに「過労死」に着目している。労働法制の規制緩和論者は、変形労働時間制や裁量労働制の拡大によって効率的な時間の使い方や労働時間短縮が可能になるなどと主張しているが、果たしてそうであろうか。実際には、統計に表れない、きわめて非人間的な長時間労働が蔓延する恐れが強い。その点でも、実証研究としての「労働科学」が今後果たすべき役割は大きいのである。

II章では、労働時間短縮の推移と現状を概観した上で、労働時間短縮が進まないのはなぜか、過長労働時間が労働と生活にどのような影響を及ぼしているかについて言及し、あるべき労働時間についての提言も行っている。

日本政府は、1980年代前半から、特に国際的な批判の前に「労働時間短縮」を主要な政策の一つとして打ち出さざるを得なくなったが、80年代に実現するはずであった「1800時間」という政府目標には、いまだ程遠い状況である。それでも、94年には1904時間となったが、これは事業所を対象とした「毎月勤労統計調査」による数値であり、労働者個人を対象とした「労働力調査」では、これより350時間余りも労働時間が長いのが実態である。

長時間労働がもたらす弊害はさまざまな方面から

指摘されているが、本書では疲労・健康、「過労死」、女子保護の後退、家庭生活の崩壊・人間関係の疎外という面から論じられている。

III章では、急激な円高・ドル安とそれへの対応策としての産業構造転換が雇用（失業）問題にどのような影響を与えたのか、にウエイトをおいて論じ、特に第一次円高不況と第二次円高不況で、企業がどのような人減らしを行ったかが紹介されている。いま、「企業内余剰人員」が強調され、「リストラ合理化」の口実とされているが、それらに対する批判と国民的な打開の方向が示されている。

IV章では、定年制は労働者の意思や労働能力の有無にはかわりのない人間性疎外の最たるもの、との認識が表明され、高齢者の労働能力の如何は若年期からの働き方に大きく規定されることが強調されているが、同惑である。「労働条件は労働科学的に整備されているならば、労働能力の早期喪失は免れることになり、高齢になってもなお『労働権』や『休息権』の行使が充分確保され『人間らしく生きる』ことができるというものである」（195頁）という指摘は、長時間・過密労働という日本の実態に照らして大切な点である。

その上で、本書を読んで感じたことの中から2点について私見を述べてみたい。

第1は、「1日実労働時間の長さは8時間労働制ではもう時間遅れである。今日では1日6時間制が最も妥当であると考え」（115頁）という点についてである。

日本の長時間労働を解消するためには大幅な時短が必要であるし、諸外国に比べると格段に通勤時間の長い日本の場合、労働時間はむしろ欧米諸国よりも短くてもいいくらいである。しかし、日本は残念ながら8時間労働という水準をクリアしていないばかりか、労働法制の改悪はそこからの大幅後退さえ生じさせようとしているという現実から出発しなければならないのである。そうした時に、「6時間労働」といっても労働者の具体的な要求にはなりにくいであろうし、運動の確信とすることも困難である。「1日8時間、週40時間労働」を早期に確立し、さらなる大幅時短のたたかいに発展させることが当面の課題として重視されるべきであろう。

第2は、高齢者の「労働権」と「休息権」に関する点である。

すでに引用したように、筆者は高齢者にとっての「労働権」と「休息権」の重要性を指摘しているが、「高齢者の『人間らしく生きる』ということと『健康を保持する』こととは『就労』と同一義であるように考える」（196頁）というように、明らかに「就労」に重きをおいている。それが、「働ける間は働きたい」という要求を根拠にしていることは十分に理解できる。しかし、年金改悪と一体となった今日の高齢者雇用対策は、高齢者を労働の場から引退させないための施策であるという側面を強くもっていることもみなければならないし、「部分就労・部分年金」という形で高齢者を低賃金労働力として活用しようとする動きが強まっていることも無視できない（この意味で、筆者が日本生産性本部などの提唱した「部分就労、部分引退」に肯定的な含みを持たせていることは気になる点である）。

高齢者の就労を考える場合、こうした施策との対抗を十分に視野に入れることがますます必要になってくるし、現実の労働が高齢者の「人間らしく生きる」とこととかけ離れる政策が強まろうとしていることを直視するとき、真に「人間らしく生きる」ことを担保するための「休息権」の重要性にももっとポイントをおくべきなのではないだろうか。

思いついたままに書き連ねてみたが、本書は「労働科学」研究の意義とその対策に触れる好著である。多くの労働組合運動関係者に読んでいただきたい本である。

（労働科学研究所出版部・1996年3月刊・2,718円）

（会員・全労働省労働組合）

（本の価格は、本体価格です。）